

平成18年5月25日

各 位

会社名 東洋紡績株式会社
代表者 取締役社長 坂元 龍三
(コード番号:3101 東・大証各第1部)
問合せ先 法務部長 矢野 邦男
TEL: (06) 6348-4208

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月25日開催の取締役会において、平成18年6月29日開催の予定の当社第148回定時株主総会に下記のとおり定款一部変更議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 公告方法として電子公告制度を採用することで、株主の皆様の利便性の向上および公告掲載費用の節減を図るため、現行定款第4条の公告方法を日本経済新聞への掲載から電子公告(インターネットによる公告)に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告をすることができないときの措置を定めるものであります。

(2) 会社法(平成17年法律第86号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり所要の変更を行うものであります。

株主総会においてより充実した情報開示を行うことができるよう、変更案第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。

取締役会を機動的に運営するため、その決議について、書面または電磁的記録によりその承認を行うことができるよう、変更案第25条を新設するものであります。

その他、会社法が施行されたことに伴い、条文の新設、移設、削除ならびに条数および字句の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成18年6月29日(木)
定款変更の効力発生日	平成18年6月29日(木)

以 上

【別紙】

東洋紡績株式会社
 (下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 (商号)(略)</p> <p>第 2 条 (目的)(略)</p> <p>第 3 条 (本店所在地)(略)</p> <p>(新設)</p> <p>第 4 条 (公告方法) 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 (商号)(現行どおり)</p> <p>第 2 条 (目的)(現行どおり)</p> <p>第 3 条 (本店所在地)(現行どおり)</p> <p>第 4 条 (機関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人 <p>第 5 条 (公告方法) 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p>
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 5 条 (株式総数) 当社の発行する株式の総数は、20億株とする。<u>但し、株式消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第 6 条 (自己株式の取得) 当社は、商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</p> <p>第 7 条 (1 単元の株式の数) 当社の 1 単元の株式の数は、1,000 株とする。</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、20億株とする。</p> <p>第 7 条 (株券の発行) 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>第 8 条 (自己の株式の取得) 当社は、<u>会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第 9 条 (単元株式数及び単元未満株券の不発行) 当社の単元株式数は、1,000 株とする。 当社は、単元未満株式に係る株券を発行しな</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第8条（単元未満株券の不発行）</u>当社は、1単元の株式の数に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p><u>第9条（単元未満株式の買増し）</u>当社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</p> <p><u>第10条（基準日）</u>当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において、権利を行使することができる株主とする。</p> <p>前項のほか、必要がある場合には、あらかじめ公告して、一定の日における株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録質権者とする。</p> <p><u>第11条（名義書換代理人）</u>当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>当社の株主名簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取り及び買増し、実質株主通知の受理、その他株式に関する事務は、名義書換代理人においてこれを取扱い、当社においては取扱わない。</p> <p>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。</p> <p><u>第12条（株券の種類及び株式の取扱い）</u>当社の株</p>	<p><u>い。但し、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>（削除）</p> <p><u>第10条（単元未満株式の売渡請求）</u>当社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>（削除）</p> <p><u>第11条（株主名簿管理人）</u>当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p><u>第12条（株式取扱規則）</u>当社の株式に関する取</p>

現行定款	変更案
<p><u>券の種類及び株式の名義書換、単元未満株式の買取り及び買増し、実質株主通知の受理、その他株式に関する取扱い並びに手数料については、取締役会で定める株式取扱規則による。</u></p>	<p><u>扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>
<p>第3章 株主総会</p>	<p>第3章 株主総会</p>
<p>第13条（総会の招集）(略)</p>	<p>第13条（総会の招集）(現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第14条（定時株主総会の基準日）<u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p>
<p>第14条（総会の議長）(略)</p>	<p>第15条（総会の議長）(現行どおり)</p>
<p>第15条（決議の方法）株主総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>第16条（決議の方法）株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p>
<p><u>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>	<p><u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>
<p>第16条（議決権の代理行使）株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。但し、株主又は代理人は、総会ごとに委任状を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>第17条（議決権の代理行使）株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。但し、株主又は代理人は、株主総会ごとに委任状を当会社に提出しなければならない。</p>
<p>(新設)</p>	<p>第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）<u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役、取締役会及び相談役</p> <p>第 1 7 条 (取締役の定員)(略)</p> <p>第 1 8 条 (取締役の選任) 取締役は、株主総会<u>で</u>選任する。</p> <p>取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>取締役の選任は、累積投票によらないものとする。</p> <p>第 1 9 条 (取締役の任期) 取締役の任期は、<u>就任後 1 年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時をもって終了する。</p> <p><u>補欠又は増員により就任した取締役の任期は、他の現任取締役の残任期間と同一とする。</u></p> <p>第 2 0 条 (代表取締役及び役付取締役) 当社は、<u>取締役会の決議により、代表取締役若干名を定める。</u></p> <p>取締役会<u>の</u>決議により、取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第 2 1 条 (相談役)(略)</p> <p>第 2 2 条 (取締役会招集の通知) 取締役会を招集するには、会日の 3 日前に各取締役及び監査役に対し招集の通知を発する。但し、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役、取締役会及び相談役</p> <p>第 1 9 条 (取締役の定員)(現行どおり)</p> <p>第 2 0 条 (取締役の選任) 取締役は、株主総会<u>の</u>決議によって選任する。</p> <p>取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>第 2 1 条 (取締役の任期) 取締役の任期は、<u>選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会<u>の</u>終結の時までとする。</p> <p>第 2 2 条 (代表取締役及び役付取締役) 取締役会は、<u>その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>取締役会<u>は、その決議によって、</u>取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第 2 3 条 (相談役)(現行どおり)</p> <p>第 2 4 条 (取締役会招集の通知) 取締役会を招集するには、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対し招集の通知を発する。但し、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>第 2 5 条 (取締役会の決議の省略) 当社は、<u>会社法第 3 7 0 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第23条(取締役会規則) 取締役会に関する事項は、法令又はこの定款に定めがあるもののほか、取締役会で定める取締役会規則による。</p>	<p>第26条(取締役会規則) 取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めがあるもののほか、取締役会で定める取締役会規則による。</p>
<p>第24条(取締役の報酬) 取締役の報酬は、株主総会で定める。</p>	<p>第27条(取締役の報酬等) 取締役の報酬、<u>賞</u>その他の職務執行の対価として当会社から受ける<u>財産上の利益</u>は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p>	<p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p>
<p>第25条(監査役の定員)(略)</p>	<p>第28条(監査役の定員)(現行どおり)</p>
<p>第26条(監査役の選任) 監査役は、株主総会で選任する。 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>第29条(監査役の選任) 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>
<p>第27条(監査役の任期) 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時</u>をもって終了する。 <u>補欠により就任した監査役の任期は、前任監査役の残任期間とする。</u></p>	<p>第30条(監査役の任期) 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時</u>までとする。 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>第28条(常勤監査役) 監査役は、<u>互選により常勤の監査役を定める。</u></p>	<p>第31条(常勤監査役) 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>
<p>第29条(監査役会招集の通知) 監査役会を招集するには、会日の3日前に各監査役に対し招集の通知を発する。但し、緊急のときは、この期間を短縮することができる。 (新設)</p>	<p>第32条(監査役会招集の通知) 監査役会を招集するには、会日の3日前までに各監査役に対し招集の通知を発する。但し、緊急のときは、この期間を短縮することができる。 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>
<p>第30条(監査役会規則) 監査役会に関する事項は、法令又はこの定款に定めがあるもののほか、監査役</p>	<p>第33条(監査役会規則) 監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めがあるもののほか、監査役</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>会で定める監査役会規則による。</p> <p>第31条（監査役の報酬） 監査役の報酬は、株主総会で定める。</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>第32条（営業年度） 当社の営業年度は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。</p> <p>第33条（利益配当） 当社の利益配当金は、毎営業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に支払う。</p> <p>第34条（中間配当） 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に、中間配当として金銭を分配することができる。</p> <p>第35条（利益配当及び中間配当の除斥期間） 当社の利益配当金及び中間配当金は、受領権者が支払開始の日から3年を経過してなお受取らないときは、当会社に帰属する。</p>	<p>会で定める監査役会規則による。</p> <p>第34条（監査役の報酬等） 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>第35条（事業年度） 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>第36条（剰余金の配当の基準日） 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>第37条（中間配当） 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。</p> <p>第38条（配当の除斥期間） 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p>

以上